

改正

平成26年3月22日方針第2号

平成26年4月2日ポリシー第1号

学校法人創価大学情報セキュリティポリシー

1 情報セキュリティ基本方針

- (1) 基本方針 学校法人創価大学（以下「本学」という。）のコンピュータ、ネットワーク、その他の情報機器は、教育、研究、事務活動にとって重要な役割を担っている。これらの活用により、高等教育機関としての活動をより効率的に行うことができるとともに、将来においてもその重要性が増していくと予想される。コンピュータ、ネットワーク等を媒体として格納、伝達される情報ならびに情報を管理する仕組み（以下「情報資産」という。）の機密性、保全性、可用性が保たれなければ、本学の諸活動に大きな悪影響を及ぼすと同時に、社会に対する信頼を失う可能性がある。本学は、学内外を問わず、作為的意図の有無に関係なく、情報資産を改竄、破壊、漏洩、無断複製から保護し、社会的責任を果たすため情報セキュリティポリシーを定めることとする。本学の教員、職員、学生およびその他の関係者は、最大限の努力をもって情報セキュリティポリシーを遵守しなくてはならない。
- (2) 『情報セキュリティポリシー』の適用範囲 本学の情報資産に加えて、下記の対象者が本学の情報資産に一時的にアクセスするために使用するコンピュータも含むものとする。
- (3) 『情報セキュリティポリシー』の適用者 教員（特任教員・非常勤教員等を含む）、職員（嘱託職員・アルバイト等を含む）、学生その他本学の情報資産を利用するすべての者とする。
- (4) 基本用語の定義 日本政府の情報セキュリティ対策推進会議が策定した「情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（<http://www.kantei.go.jp/jp/it/security/taisaku/guideline.html>）に準ずるものとする。
- (5) 実施手順の策定 『情報セキュリティポリシー』に基づいて情報資産のセキュリティ対策に関する具体的な実施手順の方針および対策標準を策定する。

2 情報セキュリティ対策基準

- (1) 体制 本学の情報セキュリティマネジメントを遂行する体制を以下の通り定める。
 - ア 創価大学情報ネットワークセンター（以下「センター」という。） 本学の情報セキュリ

ティを維持していくために、センターが全学的なマネジメント体制を整える。

イ システム支援課 センターで決定した対策事項を実施及び推進する担当部署をシステム支援課とする。システム支援課は、本学の情報機器の管理責任を有し、本学に係るセキュリティ情報収集を行い、学内のセキュリティ対策に反映させる。また、教員、職員、学生から収集した情報を、必要に応じてセンターに報告する。

(2) 情報資産の分類と管理 本学の情報資産は、その役割と影響を十分に考慮し、機密性、保全性、可用性の確立が必要となる。情報資産を扱う場合には、関連する国際法、国内法、条約ならびに本学の規程を遵守し、その管理に努める。

ア 情報資産の管理者 本学が管理する情報機器に格納された情報資産は、システム支援課が管理する。個人または学内組織が任意に設置した情報機器に格納された情報資産は、その機器のシステム管理者が管理する。

イ 秘匿情報資産 研究、教育、事務に関わる秘匿情報の不当利用を防ぐため、秘匿情報は厳密に管理し、権限のない者の利用を防ぐ。秘匿情報の漏洩等を防止するため、これを利用する際には、暗号化等の盗聴防止に努める。秘匿情報はむやみに媒体に複製してはならず、使用後は速やかに破棄する。

ウ 公開情報資産 学内外を問わず公開情報の不当利用の防止に努める。公開情報は改竄、破壊、無断複製されないよう保護し、情報を公開する際には、個人情報漏洩、著作権侵害等に十分注意する。

(3) 物理的セキュリティ 情報資産の設置場所について、安全性を保ち、不正な立入りを阻止する対策を立てることのほかに、情報機器に格納された情報資産を保護するための対策を実施する。

(4) 人的セキュリティ 『情報セキュリティポリシー』の適用者に対して、『情報セキュリティポリシー』を周知徹底するとともに、各人がどのような権限と責任を持っているかを明らかにし、情報セキュリティを確保するための啓発活動やリスク管理を含む教育を行う。さらに、キャンパスネットワークのバックボーン維持管理に関しては、連続的運用に努める。

(5) 技術的セキュリティ 総合情報センターは、学外または学内からの不正なアクセスによる情報資産の破壊を阻止するため、情報ネットワークのアクセス制御・管理に必要な対策を講じる。

(6) 運用、評価、見直し 『情報セキュリティポリシー』は、秒進分歩の情報技術の発展、ならびに、策定したポリシーの遵守度により、定期的に見直して改定を行い、セキュリティレベ

ルを絶えず上げるよう努力する。

(7) 文書の改廃 『情報セキュリティポリシー』の改廃は、センターがこれを行い、理事会の承認を得る。

(8) 執行期日 本方針は、平成19年4月1日より施行する。

《参考資料》

1 情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（首相官邸）

<http://www.kantei.go.jp/jp/it/security/tasaku/guideline.html>

2 コンピュータ不正アクセス対策基準（通商産業省）

<http://www.ipa.go.jp/security/ciadr/guide-crack.html>

3 情報システム安全対策指針（国家公安委員会）

http://www.npa.go.jp/cyber/policy/antai_sisin/kokuj.html

《関連規程》

1 学校法人創価大学個人情報保護規程

2 学校法人創価大学個人情報保護管理実施細則

3 学校法人創価大学情報管理委員会規程

4 学校法人創価大学における情報ネットワークシステム利用上の情報倫理規程

5 学校法人創価大学情報倫理管理委員会規程

6 学校法人創価大学事務システム利用規程

7 創価大学職業紹介業務に係わる個人情報適正管理規程

8 創価大学情報ネットワークセンター規程

9 削除

10 創価女子短期大学職業紹介業務に係わる個人情報適正管理規程

附 則（平成26年3月22日方針第2号）

この方針は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月2日ポリシー第1号）

このポリシーは、平成26年4月2日から施行する。